尾張旭市教育大綱

（平成２７年度～３０年度）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３第１項に規定する大綱として、次のとおり定めます。

平成２８年　２月　１日

尾張旭市長　水　野　義　則

＜策定指針＞

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成２７年度から地方公共団体の長に地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定が義務付けられました。本市では、平成２６年３月に尾張旭市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しており、市の教育分野における目指すべき姿を明らかにしたところです。大綱は、基本計画で定められた「理念」「目指す人間像」「基本施策」を尊重しながら、総合教育会議での意見等を盛り込むとともに、本大綱の期間において重点的に取り組む目標を掲げることで、市長部局と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進することとします。

また、大綱の対象期間としては、基本計画が平成３０年度に中間見直しをすることになっており、その期間に合わせて平成３０年度までとします。

なお、大綱は、尾張旭市第五次総合計画を上位計画とする教育分野における、より具現化した計画として位置付け、総合計画における方向性を保ちつつ、教育部門を越えた分野においても十分に連携を図っていくこととします。

＜基本理念＞

尾張旭市が今後進めるべき教育分野の方向性を明らかにするため、以下のように本市の基本理念を掲げます。

つながり合い　伸びる　尾張旭の教育
～こどもから大人へ　家庭から社会へ～

●つながり合い　伸びる

「つながり合い　伸びる」には、幼年期から老年期までの各ライフステージを通して学びの機会を提供していくこと、多様な教育ニーズに対応できるよう社会全体で学びの場を提供していくことが、有機的につながり、連携、協力のなかで本市の教育をさらに高めていきたいという思いを込めています。

●こどもから大人へ

「こどもから大人へ」は、「こども」から「大人」への成長過程において、つながり合い「自立、協働、創造」を基調とした生涯学習の実現を表しています。

●家庭から社会へ

「家庭から社会へ」は、学校や行政、地域などの教育を担う、あるいは関わりを期待する主体も包含し連携・協力していくことを表しています。結びを「社会へ」としたのは、目指すところを単なる自己実現に留まらず、その培った知識、技能、経験などを社会に還元し、貢献してもらうことを期待していることを表しています。

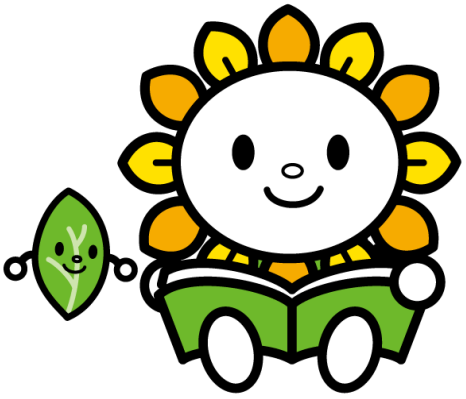

＜目指す人間像＞

基本理念を基に、本市は以下のような人間像を目指します。

●命を大切にし、多様な社会の中で懸命に生き抜く人

多様な個性・能力を認め合い、自他の命を大切にし、生き抜くために必要な力を身につけた人

●高い規範意識の中で、自立した行動のとれる人

自らの役割や責任を自覚し、社会の一員として道徳観、倫理観を持った自立心にあふれた人

●郷土を愛し、自己の能力を発揮して社会に貢献できる人

郷土に愛着を持ち、地域における活動を通して自らが学んできた知識、技能、経験などを社会に還元することができる人

＜基本方針＞

基本理念の具現化に向け、基本計画で定めた基本施策の６項目を、大綱の基本方針とします。

●豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

●良好な環境の中で確かな学力を育む教育の推進

●総合的な教育連携の推進

●豊かな人生を彩る生涯学習の振興

●心の豊かさを感じる文化の継承と振興

●健やかな人生を拓くスポーツの振興

＜重点目標＞

基本方針に基づき、総合教育会議で協議した結果、本大綱の対象期間では、以下の目標を重点的に推進します。

●いじめ・不登校対策を推進し、児童・生徒が安心して通える教育環境の充実を図ります。

●社会の変化に対応し、児童・生徒が安全・安心で快適に過ごせる教育環境の充実を図ります。

●家庭・地域・学校の効果的な連携を図ります。

●誰もが生涯にわたって学習に取り組め、心を豊かでいられる環境の充実を図ります。

●本市が他に誇る文化や文化財について、その保護や後継者の育成を図ります。

●誰もが生涯にわたってスポーツに取り組め、健康でいられる環境の充実を図ります。